

盛岡市・うるま市友好都市提携記念碑設置業務委託 仕様書

1 委託業務名

盛岡市・うるま市友好都市提携記念碑設置業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務委託期間

契約締結の日から令和4年8月15日（月）まで

3 委託内容

令和4年度に、本市と沖縄県うるま市が友好都市提携10周年を迎えるにあたり、今までの交流の歴史を顕示し、さらなる交流を深め、それを周知するために、市内に記念碑を設置しようとするものである。

(1) 概要

記念碑のデザイン、設計、制作、設置工事

(2) 工期

契約締結日の翌日から令和4年8月15日（月）

※除幕式を令和4年7月31日（日）に実施予定のことから、令和4年7月15日（金）を目途に記念碑を設置。

(3) 委託契約上限額

金2,046,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) その他

受注者は、発注者と受注者で協議のうえ、必要と認められる書類については提出しなければならない。

4 記念碑の仕様に関する事項

(1) 記念碑のデザイン

記念碑のデザインは、本業務の趣旨を十分に踏まえたものとする。

ア 記念碑は、正面に「うるま市 盛岡市 友好都市提携記念碑」とし、両市の市章を記載すること。揮毫者は盛岡市長とし、揮毫者名は記念碑裏面に記載する。

イ 記念碑正面に別紙1の盟約書の内容を記載すること。

ウ 記念碑正面に、「友好都市提携10周年記念」と「建立時の盛岡市長・うるま市長の氏名」を記載すること。

エ うるま市と盛岡市の友好が象徴されるようなデザインや、素材などの工夫を施すこと。

オ 記念碑の大きさは、全高は概ね1,000mm程度を基本とするが（植栽の基礎部分を含まず・植栽の土台の上に台座等を作る場合は、台座を含む）、植栽の基礎との

バランスや、植物の根、安全性、提案する記念碑の縦横比、記念碑としての存在感などを考慮して提案すること。横幅や奥行については指定しないが、前述のとおり考慮して提案すること。

カ 周囲の景観に配慮したデザイン、色彩とすること。

(2) 設置場所

記念碑の設置場所は、岩手県盛岡市盛岡駅前通1（盛岡駅前滝の広場）、別紙2のとおりとする。滝の広場側に正面を向けて設置すること。

(3) 記念碑の構造や材質

ア 設置場所や風水害、地震などの災害の発生も想定し、長年の使用、風雨、紫外線などに耐えうるものとする。

イ 安全性を十分考慮し、倒壊や、損傷することのないような構造とすること。特にも、歩行者および通行車両が多いことが想定される場所であることから、倒壊の危険性がない構造とするなど、安全対策を十分に施すこと。

ウ 材質の選定にあたっては、選定理由を明らかにし、提案書に記載すること。

エ 維持管理の容易なものにすること。

(4) 記念碑の設置施工について

受注者は、事前に現地確認の上、設置施工業務に当たっては、歩行者及び通行車両の安全と円滑な通行を確保すること。また、周囲の建造物などを損壊しないようにするとともに、設置場所の現況を損なわないよう十分に注意すること。

特にも、歩行者および通行車両が多いことが想定されることから十分に注意し、往来の少ない時間帯に工事を実施するなど、歩行者および通行車両の安全と円滑な通行を確保すること。

そのほか、関係法令等を遵守するとともに、工事の計画・施工にあたっては、工程・施工方法・安全対策等について、十分な対策を講じ危険が生じないようにすること。

(5) 成果品等

業務完了にあたり、次に掲げる図書及びその電子データを提出すること。

ア 完了届

イ 業務報告書（完成図書）

ウ 写真（作業工程や、原材料等）

エ その他業務に要した資料

5 協議・打合せ等

業務における協議、打合せ等は、進捗状況に応じて行うこと。

また、協議・打合せにあたっては、発注者の指示する資料及び情報の提供を行うこと。

記念碑に記載する具体の文言については、契約締結後に発注者と協議すること。

6 その他

- (1) 受注者は、本業務により生じた産業廃棄物は適切な処理をすること。
- (2) 受注者は、記念碑設置後、令和4年7月31日（日）に実施予定の除幕式終了まで、シート等で目隠しをすること。
- (3) 受注者は成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に盛岡市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格者の主張を行わないものとする。
- (5) 本業務に係り、提供したデータは、本業務に限り使用することが可能であり、他で使うことはできないものとする。
- (6) 本業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議のうえ速やかに処置するものとする。
- (7) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。